

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2017年1月

1. 環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）を担保するための商標法改正

「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」は、2016年12月9日に可決・成立し、12月16日に法律第108号として公布されました。商標法においては商標の不正使用に関する損害賠償に関して改正がされました。施行日はTPP協定が日本国について効力を生ずる日となります。

商標法第38条4項

商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害が指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。第50条において同じ。）の使用によるものであるときは、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる。

2. インドにおける商標 Prius をめぐる争い

インドのニューデリー高等裁判所は、2016年12月23日に原告（トヨタ自動車株式会社（トヨタ））が提起した被告（Prius Auto Industries）による Prius の使用差止請求を認めないとの判決をだしました。2016年7月8日付のニューデリー高等裁判所の単独の判事の判決では、Prius が1997年に発表されて以降世界的に著名であり、インドにおいても保護されるべきとのトヨタの主張が認められましたが、控訴審に該当する同裁判所の複数判事による審理では上記主張が認められませんでした。

被告は2001年に商標 Prius の使用を開始し、2002年に同商標を自動車部品に出願して登録しておりました。これに対してトヨタは2009年に被告の Prius の使用差止を求めてニューデリー高等裁判所に提訴していたものです。

3. 意匠の審査基準改訂

現在意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しの観点から a. 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用、b. 願書及び図面の記載要件、c. 参考図の取扱い、の3点について意匠審査基準の見直しが行われております。

今後具体的な改定案がだされて検討され、その後パブリックコメントを経て2017年4月1日施行予定となっております。

以上